

技 第 6 9 9 号
令和6年3月22日

島根県建設産業団体連合会長 様

島 根 県
土木部 技術管理課長
土木部 港湾空港課長
農林水産部 水産課長
(公 印 省 略)

島根県週休2日工事の試行要領の改定について（送付）

標記について、別添のとおり通知しておりますので、お知らせします。

問い合わせ先

土木部技術管理課

土木設計基準係

電話：0852-22-5941／5390

農林設計基準係

電話：0852-22-5942／5653

土木部港湾空港課

港湾建設係

電話：0852-22-6488／5202

農林水産部水産課

整備係

電話：0852-22-5319



技 第 6 9 9 号
令 和 6 年 3 月 2 2 日

隠岐支庁各関係局長
農林水産部各関係課長
農林水産部各地方機関の長
土木部各関係課長
土木部各地方機関の長 } 様

土 木 部 技 術 管 理 課 長
土 木 部 港 湾 空 港 課 長
農 林 水 産 部 水 産 課 長

島根県週休2日工事の試行要領の一部改定について（通知）

島根県週休2日工事の試行については、令和6年2月22日付け技第623号「島根県週休2日工事の試行要領の一部改定について」により行っているところですが、下記のとおり改定することとしますので、関係職員に周知願います。

なお、各市町村及び関係団体へは別途送付しています。

記

1. 改定対象

	島根県週休2日工事試行要領	特記仕様書	実施フロー	Q & A	休日取得表 休日取得状況表	実施希望 報告様式 (様式1)	履行証明書 (様式2)
土木部編	○	○	—	—	—	—	—
農林水産部編	○	○		—	—	—	—
港湾・漁港漁場工事編	○	○		—	—	—	—

○：改定あり —：改定なし

2. 改定内容

別添「新旧対照表」のとおり

※1 令和6年4月1日適用の島根県公共工事共通仕様書の改定を踏まえた一部改定

※2 土木工事標準単価の週休2日補正単価のとりやめに伴う補正係数の新設

3. 適用年月日

令和6年4月1日以降に起案する工事、道路及び河川維持管理業務等

4. 留意事項

共通仕様書及び特記仕様書の改定については別途通知があります。

問い合わせ先

土木部技術管理課

土木設計基準係

電話：0852-22-5941/5390

農林設計基準係

電話：0852-22-5942/5653

土木部港湾空港課

港湾建設係

電話：0852-22-6488/5202

農林水産部水産課

整備係

電話：0852-22-5319

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（土木部編）

新	旧
<p>第1条～第4条 <略></p> <p>第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。</p> <p>2 受注者は、「発注者指定型」においては、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根版）」等により取得計画を<u>施工計画書に記載し</u>、監督職員へ提出するものとする。</p> <p>3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。</p> <p>4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>5 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事については、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができる。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</p> <p>6 その他実施にあたっては「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。</p> <p>第6条 <略></p> <p>（工事費の積算及び設計変更）</p> <p>第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に別紙1の現場閉所4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>2 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。</p> <p>なお、道路または河川維持管理業務等で複数年にわたって履行期限を設定し年度毎に分けて積算したものについては、対象期間を各年度とし、週休2日に係る設計変更を各年度末に行うものとする。</p> <p>3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率<u>または休日</u>が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>第8条～第9条 <略></p> <p>附則 （施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年2月22日から施行する。 <u>（施行期日）</u> <u>この要領は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>（適用） この要領は、施行日以降に起案する発注工事等から適用する。</p>	<p>第1条～第4条 <略></p> <p>第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。</p> <p>2 受注者は、「発注者指定型」においては、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、<u>速やかに</u>「休日取得計画表（島根版）」等により取得計画を<u>（追記）</u>監督職員へ提出するものとする。</p> <p>3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。</p> <p>4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>5 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事については、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができる。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</p> <p>6 その他実施にあたっては「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。</p> <p>第6条 <略></p> <p>（工事費の積算及び設計変更）</p> <p>第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に別紙1の現場閉所4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>2 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。</p> <p>なお、道路または河川維持管理業務等で複数年にわたって履行期限を設定し年度毎に分けて積算したものについては、対象期間を各年度とし、週休2日に係る設計変更を各年度末に行うものとする。</p> <p>3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率<u>（追記）</u>が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>第8条～第9条 <略></p> <p>附則 （施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年2月22日から施行する。 <u>（追記）</u></p> <p>（適用） この要領は、施行日以降に起案する発注工事等から適用する。</p>

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（土木部編）

新	別紙1	旧	別紙1																																																																
<p>(1) 現場の閉所または休日状況 <略></p> <p>(2) 補正係数 1) 週休2日工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>労務費</th> <th>機械経費 (賃料)</th> <th>共通仮設費率</th> <th>現場管理費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①現場閉所 4週8休以上</td> <td>1.05 (1.05)</td> <td>1.04 (1.04)</td> <td>1.04 (1.03)</td> <td>1.06 (1.04)</td> </tr> <tr> <td>②現場閉所 4週7休以上 4週8休未満</td> <td>1.03 (1.03)</td> <td>1.03 (1.03)</td> <td>1.03 (1.02)</td> <td>1.04 (1.03)</td> </tr> <tr> <td>③現場閉所 4週6休以上 4週7休未満</td> <td>1.01 (1.01)</td> <td>1.01 (1.01)</td> <td>1.02 (1.01)</td> <td>1.03 (1.01)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・下段 () 書きの数値は、空港土木工事に適用する。 ・空港灯火工事は労務費のみを補正の対象とする。 ・市場単価方式による積算にあたっては、別表1に示す補正係数を乗じるものとする。 ・<u>土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。</u></p> <p>2) 週休2日交替制工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>労務費</th> <th>現場管理費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①交替制 4週8休以上</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>②交替制 4週7休以上 4週8休未満</td> <td>1.03</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>③交替制 4週6休以上 4週7休未満</td> <td>1.01</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>・<u>土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。</u></p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別表1</div> <p>市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数 <略></p>			労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率	①現場閉所 4週8休以上	1.05 (1.05)	1.04 (1.04)	1.04 (1.03)	1.06 (1.04)	②現場閉所 4週7休以上 4週8休未満	1.03 (1.03)	1.03 (1.03)	1.03 (1.02)	1.04 (1.03)	③現場閉所 4週6休以上 4週7休未満	1.01 (1.01)	1.01 (1.01)	1.02 (1.01)	1.03 (1.01)		労務費	現場管理費率	①交替制 4週8休以上	1.05	1.03	②交替制 4週7休以上 4週8休未満	1.03	1.02	③交替制 4週6休以上 4週7休未満	1.01	1.01	<p>(1) 現場の閉所または休日状況 <略></p> <p>(2) 補正係数 1) 週休2日工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>労務費</th> <th>機械経費 (賃料)</th> <th>共通仮設費率</th> <th>現場管理費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①現場閉所 4週8休以上</td> <td>1.05 (1.05)</td> <td>1.04 (1.04)</td> <td>1.04 (1.03)</td> <td>1.06 (1.04)</td> </tr> <tr> <td>②現場閉所 4週7休以上 4週8休未満</td> <td>1.03 (1.03)</td> <td>1.03 (1.03)</td> <td>1.03 (1.02)</td> <td>1.04 (1.03)</td> </tr> <tr> <td>③現場閉所 4週6休以上 4週7休未満</td> <td>1.01 (1.01)</td> <td>1.01 (1.01)</td> <td>1.02 (1.01)</td> <td>1.03 (1.01)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・下段 () 書きの数値は、空港土木工事に適用する。 ・空港灯火工事は労務費のみを補正の対象とする。 ・市場単価方式による積算にあたっては、別表1に示す補正係数を乗じるものとする。 (追記)</p> <p>2) 週休2日交替制工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>労務費</th> <th>現場管理費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①交替制 4週8休以上</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>②交替制 4週7休以上 4週8休未満</td> <td>1.03</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>③交替制 4週6休以上 4週7休未満</td> <td>1.01</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追記)</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別表1</div> <p>市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数 <略></p>			労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率	①現場閉所 4週8休以上	1.05 (1.05)	1.04 (1.04)	1.04 (1.03)	1.06 (1.04)	②現場閉所 4週7休以上 4週8休未満	1.03 (1.03)	1.03 (1.03)	1.03 (1.02)	1.04 (1.03)	③現場閉所 4週6休以上 4週7休未満	1.01 (1.01)	1.01 (1.01)	1.02 (1.01)	1.03 (1.01)		労務費	現場管理費率	①交替制 4週8休以上	1.05	1.03	②交替制 4週7休以上 4週8休未満	1.03	1.02	③交替制 4週6休以上 4週7休未満	1.01	1.01
	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率																																																															
①現場閉所 4週8休以上	1.05 (1.05)	1.04 (1.04)	1.04 (1.03)	1.06 (1.04)																																																															
②現場閉所 4週7休以上 4週8休未満	1.03 (1.03)	1.03 (1.03)	1.03 (1.02)	1.04 (1.03)																																																															
③現場閉所 4週6休以上 4週7休未満	1.01 (1.01)	1.01 (1.01)	1.02 (1.01)	1.03 (1.01)																																																															
	労務費	現場管理費率																																																																	
①交替制 4週8休以上	1.05	1.03																																																																	
②交替制 4週7休以上 4週8休未満	1.03	1.02																																																																	
③交替制 4週6休以上 4週7休未満	1.01	1.01																																																																	
	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率																																																															
①現場閉所 4週8休以上	1.05 (1.05)	1.04 (1.04)	1.04 (1.03)	1.06 (1.04)																																																															
②現場閉所 4週7休以上 4週8休未満	1.03 (1.03)	1.03 (1.03)	1.03 (1.02)	1.04 (1.03)																																																															
③現場閉所 4週6休以上 4週7休未満	1.01 (1.01)	1.01 (1.01)	1.02 (1.01)	1.03 (1.01)																																																															
	労務費	現場管理費率																																																																	
①交替制 4週8休以上	1.05	1.03																																																																	
②交替制 4週7休以上 4週8休未満	1.03	1.02																																																																	
③交替制 4週6休以上 4週7休未満	1.01	1.01																																																																	

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（土木部編）

新

旧

別表2

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

(新設)

名称	区分	補正係数					
		現場閉所			交替制		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上	4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
区画線工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
高視認性区画線工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.03	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04
	人力	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
排水構造物工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
表面被覆工	固定足場	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
(コンクリート保護塗装)	高所作業車	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
表面含浸工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
剥落防止工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
(アタミドメッシュ)	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
防草シート設置工		1.01	1.02	1.04	1.01	1.02	1.04
紫外線硬化型FRPシート設置工	固定足場	1.01	1.02	1.02	1.00	1.01	1.02
(ポリエステル樹脂)	高所作業車	1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
塗膜除去工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
バキュームプラスト工		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
仮設防護柵設置工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
(仮設ガードレール)		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
機械式継手工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.03	1.04	1.00	1.01	1.02
ノンコーキング式		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
喫食防止用養生マット工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
(養生マット工)		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
支承金庫溶射工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
耐圧ポリエチレンリブ管		1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04
(ハウエル管) 設置工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04

※「ペイント式(手動)」については、「建設工事積算基準第15編(単価)」による。

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（土木部編）

新	旧
<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。</p> <p>1 定義 ＜略＞</p> <p>2 実施方法 （1）受注者は、発注者指定型においては、契約後、＜工期に関する特記仕様書＞に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を<u>施工計画書に記載し</u>、監督職員へ提出するものとする。 （2）受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。 ただし、港湾空港課所管の空港事業は、「週休2日交替制工事」を選択することができない。 （3）受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。 （4）発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができる。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</p> <p>3 実施報告 （1）週休2日工事 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。 なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及びQ&Aを確認のうえ作成すること。その際、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。 （2）週休2日交替制工事 受注者は、対象期間終了後、速やかに休日取得状況表を提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合は、施工計画書に記載した休日取得状況表の確認根拠となる資料を提示しなくてはならない。 なお、休日取得状況表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及びQ&Aを確認のうえ作成すること。その際、休日の取り扱い及び対象期間等に疑義がある場合は、監督職員へ確認しなければならない。</p> <p>4 工事費の積算及び設計変更 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、島根県週休2日工事試行要領（土木部編）別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率<u>または休日</u>が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>5 履行証明書 ＜略＞</p> <p>6 提出書類の虚偽 提出された休日等取得実績表、または休日<u>取得</u>状況表に、虚偽の記載が工事中あるいは工事了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。</p>	<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。</p> <p>1 定義 ＜略＞</p> <p>2 実施方法 （1）受注者は、発注者指定型においては、契約後、＜工期に関する特記仕様書＞に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、<u>速やかに</u>「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を<u>（追記）</u>監督職員へ提出するものとする。 （2）受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。 ただし、港湾空港課所管の空港事業は、「週休2日交替制工事」を選択することができない。 （3）受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。 （4）発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができる。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</p> <p>3 実施報告 （1）週休2日工事 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。 なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及び<u>当</u>Q&Aを確認のうえ作成すること。その際、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。 （2）週休2日交替制工事 受注者は、対象期間終了後、速やかに休日取得状況表を提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合は、施工計画書に記載した休日取得状況表の確認根拠となる資料を提示しなくてはならない。 なお、休日取得状況表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及び<u>当</u>Q&Aを確認のうえ作成すること。その際、休日の取り扱い及び対象期間等に疑義がある場合は、監督職員へ確認しなければならない。</p> <p>4 工事費の積算及び設計変更 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、島根県週休2日工事試行要領（土木部編）別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率<u>（追記）</u>が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>5 履行証明書 ＜略＞</p> <p>6 提出書類の虚偽 提出された休日等取得実績表、または休日<u>所得</u>状況表に、虚偽の記載が工事中あるいは工事了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。</p>

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（土木部編）

新	旧
<p>《参考》 本特記仕様書に記載の島根県週休2日工事の施行要領等については、以下のURLから確認すること。 https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sekisan/oshirasesekkei/syuukyuu2/syuukyuu2.html</p>	<p>（追記）</p>

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（農林水産部編）

新	旧
<p>第1条～第4条 <略></p> <p>第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。</p> <p>2 受注者は、「発注者指定型」においては、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根版）」等により取得計画を<u>施工計画書に記載し</u>、監督職員へ提出するものとする。</p> <p>3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。</p> <p>4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>5 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事については、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができる。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</p> <p>6 その他実施にあたっては「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。</p> <p>第6条 <略></p> <p>（工事費の積算及び設計変更）</p> <p>第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に別紙1の現場閉所4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>2 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。</p> <p>なお、道路または河川維持管理業務等で複数年にわたって履行期限を設定し年度毎に分けて積算したものについては、対象期間を各年度とし、週休2日に係る設計変更を各年度末に行うものとする。</p> <p>3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率<u>または休日</u>が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>第8条～第9条 <略></p> <p>附則 （施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年2月22日から施行する。 <u>（施行期日）</u> <u>この要領は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>（適用） この要領は、施行日以降に起案する発注工事等から適用する。</p>	<p>第1条～第4条 <略></p> <p>第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。</p> <p>2 受注者は、「発注者指定型」においては、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、<u>速やかに</u>「休日取得計画表（島根版）」等により取得計画を<u>（追記）</u>監督職員へ提出するものとする。</p> <p>3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。</p> <p>4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>5 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事については、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができる。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</p> <p>6 その他実施にあたっては「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。</p> <p>第6条 <略></p> <p>（工事費の積算及び設計変更）</p> <p>第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に別紙1の現場閉所4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>2 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。</p> <p>なお、道路または河川維持管理業務等で複数年にわたって履行期限を設定し年度毎に分けて積算したものについては、対象期間を各年度とし、週休2日に係る設計変更を各年度末に行うものとする。</p> <p>3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率<u>（追記）</u>が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>第8条～第9条 <略></p> <p>附則 （施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年2月22日から施行する。 <u>（追記）</u></p> <p>（適用） この要領は、施行日以降に起案する発注工事等から適用する。</p>

新

別紙 1

(1) 現場の閉所または休日状況
<略>

(2) 補正係数
1) 週休2日工事

	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
①現場閉所 4週8休以上	1.05 (1.05)	1.04 (1.04)	1.04 (1.04)	1.06 (1.09)
②現場閉所 4週7休以上 4週8休未満	1.03 (1.03)	1.03 (1.03)	1.03 (1.03)	1.04 (1.07)
③現場閉所 4週6休以上 4週7休未満	1.01 (1.01)	1.01 (1.01)	1.02 (1.02)	1.03 (1.05)

・市場単価方式による積算にあたっては、別表1に示す補正係数を乗じるものとする。
・土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。
 ・下段()書きの数値は、土地改良事業等請負工事積算基準(土木工事)を適用する工種(ほ場整備工事、農用地造成工事、舗装工事、道路改良工事、水路トンネル工事、水路工事、排水路工事、河川工事、管水路工事、管更正工事、畑かん施設工事、干拓工事、海岸工事、コンクリート補修工事、ため池工事、その他土木工事(1)、その他土木工事(2)、フィルダム工事、コンクリートダム工事)

2) 週休2日交替制工事

	労務費	現場管理費率
①交替制 4週8休以上	1.05	1.03
②交替制 4週7休以上 4週8休未満	1.03	1.02
③交替制 4週6休以上 4週7休未満	1.01	1.01

・土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。

別表 1

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数
<略>

旧

別紙 1

(1) 現場の閉所または休日状況
<略>

(2) 補正係数
1) 週休2日工事

	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
①現場閉所 4週8休以上	1.05 (1.05)	1.04 (1.04)	1.04 (1.04)	1.06 (1.09)
②現場閉所 4週7休以上 4週8休未満	1.03 (1.03)	1.03 (1.03)	1.03 (1.03)	1.04 (1.07)
③現場閉所 4週6休以上 4週7休未満	1.01 (1.01)	1.01 (1.01)	1.02 (1.02)	1.03 (1.05)

・市場単価方式による積算にあたっては、別表1に示す補正係数を乗じるものとする。
(追記)
 ・下段()書きの数値は、土地改良事業等請負工事積算基準(土木工事)を適用する工種(ほ場整備工事、農用地造成工事、舗装工事、道路改良工事、水路トンネル工事、水路工事、排水路工事、河川工事、管水路工事、管更正工事、畑かん施設工事、干拓工事、海岸工事、コンクリート補修工事、ため池工事、その他土木工事(1)、その他土木工事(2)、フィルダム工事、コンクリートダム工事)

2) 週休2日交替制工事

	労務費	現場管理費率
①交替制 4週8休以上	1.05	1.03
②交替制 4週7休以上 4週8休未満	1.03	1.02
③交替制 4週6休以上 4週7休未満	1.01	1.01

(追記)

別表 1

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数
<略>

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（農林水産部編）

新

旧

別表2

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

(新設)

名称	区分	補正係数					
		現場閉所			交替制		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上	4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
区画線工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
高視認性区画線工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.03	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
構造物とりこわし工	機械 人力	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
排水構造工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場 高所作業車	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
表面含浸工	固定足場 高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
連続繊維シート補強工	固定足場 高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場 高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
潜水対策材設置工	固定足場 高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
防草シート設置工		1.01	1.02	1.04	1.01	1.02	1.04
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場 高所作業車	1.01	1.02	1.02	1.00	1.01	1.02
塗膜除去工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
バキュームプラスト工		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置 撤去	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
機械式継手工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.03	1.04	1.00	1.01	1.02
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
侵食防止用補生マット工 (養生マット工)		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
支承金属溶射工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04

※「ペイント式(手動)」については、「建設工事積算基準第15編(単価)」による。

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（農林水産部編）

新	旧
<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。</p> <p>1 定義 ＜略＞</p> <p>2 実施方法 （1）受注者は、発注者指定型においては、契約後、＜工期に関する特記仕様書＞に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を<u>施工計画書に記載し</u>、監督職員へ提出するものとする。 （2）受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。 （3）受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。 （4）発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることができる。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</p> <p>3 実施報告 （1）週休2日工事 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。 なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及び Q & Aを確認のうえ作成すること。その際、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。 （2）週休2日交替制工事 受注者は、対象期間終了後、速やかに休日取得状況表を提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合は、施工計画書に記載した休日取得状況表の確認根拠となる資料を提示しなくてはならない。 なお、休日取得状況表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及び Q & Aを確認のうえ作成すること。その際、休日の取り扱い及び対象期間等に疑義がある場合は、監督職員へ確認しなければならない。</p> <p>4 工事費の積算及び設計変更 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、島根県週休2日工事試行要領（農林水産部編）別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率<u>または休日</u>が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>5 履行証明書 ＜略＞</p> <p>6 提出書類の虚偽 提出された休日等取得実績表、または休日<u>取得</u>状況表に、虚偽の記載が工事中あるいは工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。</p>	<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。</p> <p>1 定義 ＜略＞</p> <p>2 実施方法 （1）受注者は、発注者指定型においては、契約後、＜工期に関する特記仕様書＞に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、<u>速やかに</u>「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を<u>（追記）</u>監督職員へ提出するものとする。 （2）受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。 （3）受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。 （4）発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることができる。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</p> <p>3 実施報告 （1）週休2日工事 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。 なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及び<u>当</u>Q & Aを確認のうえ作成すること。その際、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。 （2）週休2日交替制工事 受注者は、対象期間終了後、速やかに休日取得状況表を提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合は、施工計画書に記載した休日取得状況表の確認根拠となる資料を提示しなくてはならない。 なお、休日取得状況表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及び<u>当</u>Q & Aを確認のうえ作成すること。その際、休日の取り扱い及び対象期間等に疑義がある場合は、監督職員へ確認しなければならない。</p> <p>4 工事費の積算及び設計変更 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、島根県週休2日工事試行要領（農林水産部編）別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率<u>（追記）</u>が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>5 履行証明書 ＜略＞</p> <p>6 提出書類の虚偽 提出された休日等取得実績表、または休日<u>所得</u>状況表に、虚偽の記載が工事中あるいは工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。</p>

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（農林水産部編）

新	旧
<p>《参考》 本特記仕様書に記載の島根県週休2日工事の施行要領等については、以下のURLから確認すること。 https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sekisan/oshirasesekkei/syuukyuu2/syuukyuu2.html</p>	<p>（追記）</p>

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（港湾・漁港漁場工事編）

新	旧
<p>第1条～第4条 <略></p> <p>(実施方法)</p> <p>第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」又は「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。</p> <p>2 受注者は、「発注者指定型」においては“工期に関する特記仕様書”に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を<u>施工計画書に記載し</u>、監督職員へ提出するものとする。</p> <p>3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」又は「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。</p> <p>4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技能者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>5 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができる。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</p> <p>6 その他実施に当たっては、「島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編）」により行うものとする。</p> <p>第6条 <略></p> <p>(工事費の積算及び設計変更)</p> <p>第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>2 発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。</p> <p>なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。</p> <p>3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率<u>または休日</u>が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>(1)～(6) <略></p> <p>第8条～第9条 <略></p> <p>附則 (施行期日) この要領は、令和5年8月1日から施行する。 <u>(施行期日)</u> <u>この要領は、令和6年4月1日から施行する</u></p> <p>(適用) この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。</p>	<p>第1条～第4条 <略></p> <p>(実施方法)</p> <p>第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」又は「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。</p> <p>2 受注者は、「発注者指定型」においては“工期に関する特記仕様書”に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、<u>速やかに</u>「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を<u>(追記)</u>監督職員へ提出するものとする。</p> <p>3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」又は「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。</p> <p>4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技能者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>5 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができる。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</p> <p>6 その他実施に当たっては、「島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編）」により行うものとする。</p> <p>第6条 <略></p> <p>(工事費の積算及び設計変更)</p> <p>第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>2 発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。</p> <p>なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。</p> <p>3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率<u>(追記)</u>が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>(1)～(6) <略></p> <p>第8条～第9条 <略></p> <p>附則 (施行期日) この要領は、令和5年8月1日から施行する。 <u>(追記)</u></p> <p>(適用) この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。</p>

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編）

新	旧
<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。</p> <p>1 定義 <略></p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 受注者は、「発注者指定型型」においては、契約後、“工期に関する特記仕様書”に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を<u>施工計画書に記載し</u>、監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」又は「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面（別紙様式1）により発注者に報告するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>(4) 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができる。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</p> <p>3 実施報告</p> <p>(1) 週休2日工事 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及びQ&Aを確認のうえ作成し、その際、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。</p> <p>(2) 週休2日交替制工事 受注者は、対象期間終了後、速やかに休日取得状況表を提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合は、施工計画書に記載した休日取得状況表の確認根拠となる資料を提示しなくてはならない。</p> <p>なお、休日取得状況表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及びQ&Aを確認のうえ作成し、その際、休日の取り扱い及び対象期間等に疑義がある場合は、監督職員へ確認しなければならない。</p> <p>4 工事費の積算及び設計変更 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。</p> <p>なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。</p> <p>「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率<u>または休日</u>が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p>	<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。</p> <p>1 定義 <略></p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 受注者は、「発注者指定型型」においては、契約後、“工期に関する特記仕様書”に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、<u>速やかに</u>「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を<u>（追記）</u>監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」又は「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面（別紙様式1）により発注者に報告するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>(4) 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができる。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</p> <p>3 実施報告</p> <p>(1) 週休2日工事 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及び<u>本</u>Q&Aを確認のうえ作成し、その際、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。</p> <p>(2) 週休2日交替制工事 受注者は、対象期間終了後、速やかに休日取得状況表を提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合は、施工計画書に記載した休日取得状況表の確認根拠となる資料を提示しなくてはならない。</p> <p>なお、休日取得状況表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及び<u>本</u>Q&Aを確認のうえ作成し、その際、休日の取り扱い及び対象期間等に疑義がある場合は、監督職員へ確認しなければならない。</p> <p>4 工事費の積算及び設計変更 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。</p> <p>なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。</p> <p>「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率<u>（追記）</u>が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p>

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編）

新	旧
<p>(1) 労務単価 積算において使用している職種の労務単価に補正係数1.05を乗じるものとする。(小数点以下切捨)</p> <p>(2) 機械経費(賃料) 積算において使用している機械の機械経費(賃料)に補正係数1.04を乗じるものとする。(小数点以下切捨)</p> <p>(3) 共通仮設費率 積算において使用している共通仮設費率に補正係数1.02を乗じるものとする。(小数3位四捨五入)</p> <p>(4) 現場管理費率 積算において使用している現場管理費率に補正係数1.03を乗じるものとする。(小数3位四捨五入)</p> <p>(5) 市場単価 施工規模等補正後の市場単価に工種毎に定めた補正係数(資料2参照)を乗じるものとする。(小数点以下切捨) なお、港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、標準単価は補正の対象外とする。</p> <p>(6) 施工パッケージ 標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、(1)により算出した労務単価を適用する。</p> <p>5 履行証明書 <略></p> <p>6 提出書類の虚偽 <略></p> <p><u>《参考》</u> 本特記仕様書に記載の島根県週休2日工事の施行要領等については、以下のURLから確認すること。 https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sekisan/oshirasesekkei/syuukyuu2/syuukyuu2.html</p>	<p>(1) 労務単価 積算において使用している職種の労務単価に補正係数1.05を乗じるものとする。(小数点以下切捨)</p> <p>(2) 機械経費(賃料) 積算において使用している機械の機械経費(賃料)に補正係数1.04を乗じるものとする。(小数点以下切捨)</p> <p>(3) 共通仮設費率 積算において使用している共通仮設費率に補正係数1.02を乗じるものとする。(小数3位四捨五入)</p> <p>(4) 現場管理費率 積算において使用している現場管理費率に補正係数1.03を乗じるものとする。(小数3位四捨五入)</p> <p>(5) 市場単価 施工規模等補正後の市場単価に工種毎に定めた補正係数(資料2参照)を乗じるものとする。(小数点以下切捨) なお、港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、標準単価は補正の対象外とする。</p> <p>(6) 施工パッケージ 標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、(1)により算出した労務単価を適用する。</p> <p>5 履行証明書 <略></p> <p>6 提出書類の虚偽 <略></p> <p><u>(追記)</u></p>